

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 塩尻市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.6%
全職員	74.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.2%
31～35年	91.3%
26～30年	92.6%
21～25年	84.1%
16～20年	81.2%
11～15年	79.7%
6～10年	82.5%
1～5年	91.7%

【説明欄】

- ・対象職員は、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局に所属する職員である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員に、時給払いの職員は含めていない。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については対象職員が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため公表の対象外とする。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。